the representative and each group member shall have at least one type of qualification for participation in the tendering procedures. In addition, with regard to the requirement set out in item (9) above, it is sufficient that the representative of the group satisfies this requirement.)

⑺　Time-limit for tender : 5 : 00 p.m. February 21, 2014

⑻　Contact point for the notice : Kaoru Takahashi, first Examination and Appraisal Division, Kanto Local Finance Bureau, 1―1 Shintoshin Chuo-ku Saitama-shi Saitama 330―9716 Japan. Tel. 048―600―1182. Fax. 048―600―1238

⑼　For details, refer to tender explanation.

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年11月29日

支出負担行為担当官

東海財務局総務部長　齋藤　　修

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　23

1　調達内容

⑴　品目分類番号　42、75、78

⑵　購入等件名及び数量　未利用国有地の管理等業務委託　一式

⑶　調達案件の仕様等　実施要項及び入札説明書による。

⑷　履行期間　契約締結日から平成29年３月31日までの間。

⑸　履行場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　入札金額は、業務委託内容に基づく業務区分ごとの「単価」に３年間予定数量を乗じた「３年間予定金額」と「総合計」金額をもって見積もることとする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

落札者の決定後に、その落札価格の範囲内で、かつ、単価については国の予定価格積算単価の範囲内の額で「内訳書」を徴し、支払単価を決定する。

なお、支払単価に予定件数を乗じた総額と落札価格が一致しない場合、支払い手数料等の限度額は、支払単価に予定数量を乗じた総額とする。

2　入札参加資格

⑴　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第10条各号（ただし第11号を除く。）に該当する者でないこと。

⑵　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、本契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑶　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑷　仕様書で定める業務に応じて、次の①から⑯の資格を全て有する者であること。１者で下記①から⑯のすべての資格を有していない場合は、それぞれの資格を有する複数者でグループ協定を締結する前提で、競争に参加することができる。

①　「物件調書作成業務」を行う者は、平成25・26年度財務省東海地区競争参加資格「測量」、「建設コンサルタント」又は「土地家屋調査」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、あるいは平成25・26・27年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であるとともに、宅地建物取引主任者（宅地建物取引業法第18条）の資格者を有する者であること。

②　「地下埋設物調査業務」を行う者は、平成25・26年度財務省東海地区競争参加資格「土木一式工事」の「C」又は「D」の等級に格付けされている者、又は同「とび・土工・コンクリート工事」、「建設コンサルタント」又は「地質調査」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。

③　「土壌汚染調査業務」を行う者は、平成25・26年度財務省東海地区競争参加資格「地質調査」又は「計量証明」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者、あるいは平成25・26・27年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」又は「C」の等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であるとともに、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づき指定調査機関に指定されている者であること。

④　「ライフライン調査業務」を行う者は、平成25・26年度財務省東海地区競争参加資格「土木一式工事」の「C」又は「D」の等級に格付けされている者、又は同「とび・土工・コンクリート工事」、「建設コンサルタント」又は「地質調査」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

⑤　「アスベスト調査業務」を行う者は、平成25・26年度財務省東海地区競争参加資格「建設コンサルタント」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は同「建築一式工事」の「C」又は「D」の等級に格付けされている者、あるいは平成25・26・27年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」又は「C」の等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であるとともに、アスベストの書面及び目視調査の実績を有し、作業環境測定法（昭和50年法律第28号）に基づく第一種作業環境測定士（鉱物性粉じんに限る。）、計量法（平成４年法律第51号）に基づく環境計量士（濃度関係に限る。）、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級ないし二級建築士の免許登録者のいずれかの資格者を有する者であること。

⑥　「測量業務」を行う者は、平成25・26年度財務省東海地区競争参加資格「測量」又は「土地家屋調査」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者であるとともに、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第３条第１項第１号から６号に定める業務を履行できる者であること。

⑦　「巡回業務」を行う者は、平成25・26・27年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

⑧　「草刈・保守業務」を行う者は、平成25・26年度財務省東海地区競争参加資格「造園工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「C」又は「D」の等級に格付けされている者、あるいは平成25・26・27年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

⑨　「柵設置業務」及び「樹木伐採業務」を行う者は、平成25・26年度財務省東海地区競争参加資格「造園工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。

⑩　「看板作成設置等業務」を行う者は、平成25・26年度財務省東海地区競争参加資格「造園工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「C」又は「D」の等級に格付けされている者、あるいは平成25・26・27年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」又は「C」の等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

⑪　「投棄物撤去業務」を行う者は、平成25・26年度財務省東海地区競争参加資格「造園工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「C」又は「D」の等級に格付けされている者、あるいは平成25・26・27年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」又は「C」の等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。